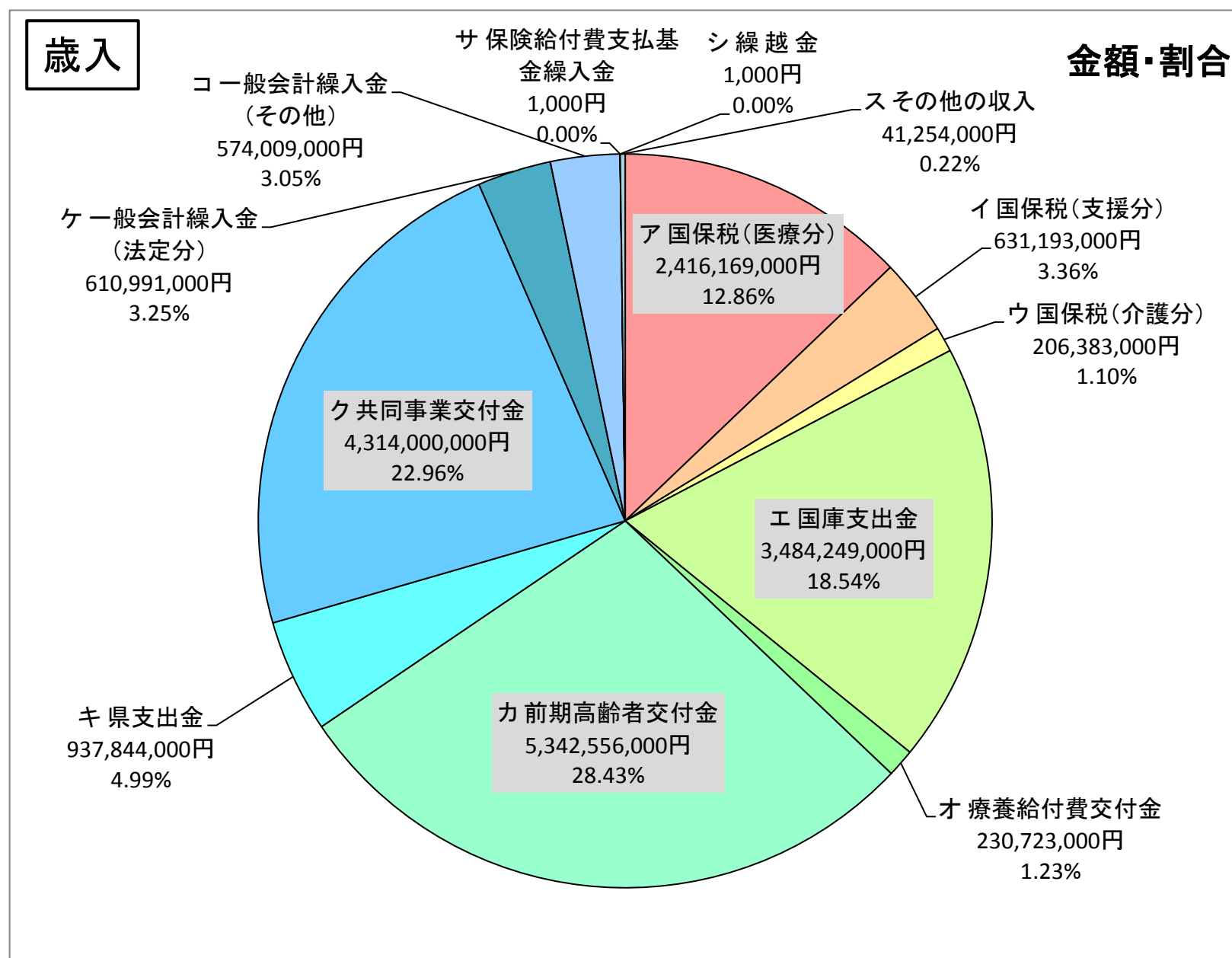
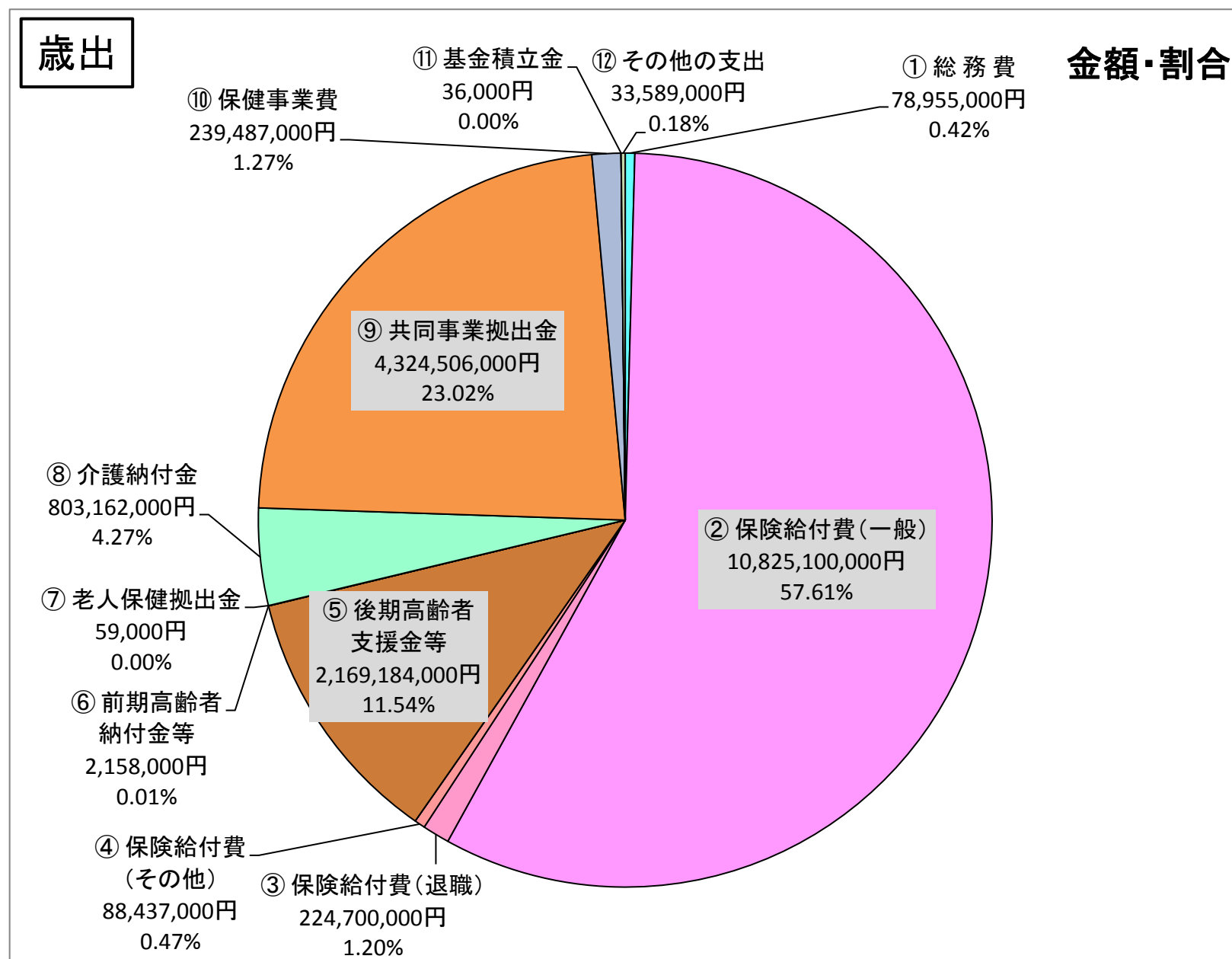


平成29年度国民健康保険特別会計当初予算概要



(単位:円)

歳入科目	金額	説明
ア 国保税(医療分)	2,416,169,000	加入者の②③保険給付費を賄うための税
イ 国保税(支援分)	631,193,000	⑤後期高齢者支援金等の納付に要する税
ウ 国保税(介護分)	206,383,000	⑧介護納付金の納付に要する税(40歳から64歳が対象(第2号被保険者))
エ 国庫支出金 (療養給付費等負担金) (調整交付金) (特定健診等負担金)	3,484,249,000	②⑤⑦⑧一般被保険者分の保険給付費、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の32%相当が国から補填 ②⑤⑦⑧保険者間の財政力の不均衡を調整するため国から補填、①⑩の費用の一部等に対して国から補填 ⑩保健事業の特定健康診査・特定保健指導の費用の一部が国から補填
オ 療養給付費交付金	230,723,000	③退職者医療制度該当者の保険給付費等が各保険者(国保除く)から補填
カ 前期高齢者交付金	5,342,556,000	⑥65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費の不均衡の財政調整をするための補填
キ 県支出金 (調整交付金)	937,844,000	②⑤⑦⑧の6%相当が県から補填、①⑩の費用の一部等に対して県から補填
ク 共同事業交付金	4,314,000,000	⑨の共同事業拠出金に対応する交付金。高額医療費共同事業:レセプト80万円超の59/100と保険財政共同安定化事業:レセプト80万円以下の全医療費の59/100
ケ 一般会計繰入金(法定分)	610,991,000	・低所得者の保険税(均等割)の軽減(7・5・2割)に対する補填。被保険者軽減分:県3/4 ・保険者支援分:国1/2、県1/4 ②出産育児一時金への2/3の補填、事務費等
コ 一般会計繰入金(その他)	574,009,000	市の一般会計からの繰入金(収支不足分等の補填)
サ 保険給付費支払基金繰入金	1,000	②③保険給付費支払基金に不足が生じた場合に基金から繰入れる繰入金
シ 繰越金	1,000	前年度の国民健康保険会計の歳入歳出差引分
ス その他の収入	41,254,000	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた医療を加害者から納付される)等
歳入合計	18,789,373,000	



(単位: 円)

歳出科目	金額	説明
① 総務費	78,955,000	レセプト点検、被保険者証交付、国保税賦課・徴収、国保運営協議会費に係る事務経費
② 保険給付費(一般)	10,825,100,000	加入者の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
③ 保険給付費(退職)	224,700,000	退職被保険者等の医療費(本人負担分除く)を国保が支払う費用
④ 保険給付費(その他)	88,437,000	保険給付費のうち②③以外の費用で、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費
⑤ 後期高齢者支援金等	2,169,184,000	後期高齢者医療制度の加入者の医療費(本人負担除く)の保険者負担分
⑥ 前期高齢者納付金等	2,158,000	65歳から74歳までの医療費(本人負担を除く)を保険者間で財政調整する負担分
⑦ 老人保健拠出金	59,000	老人保健医療費制度の医療費精算分等の保険者負担分
⑧ 介護納付金	803,162,000	介護保険の給付費等を国保加入者40歳から64歳が負担する費用
⑨ 共同事業拠出金	4,324,506,000	クの対象医療費の県内総額を、加入者数と対象医療費等の割合で算出された額の納付費用
⑩ 保健事業費	239,487,000	糖尿病性腎症重症化予防事業、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、医療費通知等
⑪ 基金積立金	36,000	保険給付費支払金に不足が生じた場合に対応するための基金積立金
⑫ その他の支出	33,589,000	還付金・還付加算金、前年度療養給付費等負担金・交付金精算費用等
歳出合計	18,789,373,000	

※退職被保険者等

65歳未満で、厚生年金・共済組合等に20年以上又は40歳以降に10年以上の加入期間があり、年金受給権のある方とその扶養家族が対象。それ以外は一般被保険者(平成26年度末で制度廃止に係る経過措置が終了)。